評議員及び役員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人東部保育園（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第２２条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

（３）　報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（４）　費用とは、職務追行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人の役員の報酬については、勤務実態に即して支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

２　支給する単位は、１日（８時間）及び半日（４時間）を単位とし、職務に従事した時間が半日（４時間）未満の場合には、支給しない。

３　評議員の報酬は、無報酬とする。

（報酬の額）

第４条　報酬の額は、１日１６，０００円、半日８，０００円とする。

２　報酬の各年度の総額は、３００万円とする。

（報酬の支払い方法）

第５条　報酬は、毎月１日からその月の末日までの実績により算出し、翌月末までに金融機関の口座に振込するものとする。

（実費弁償）

第６条　役員等が、この法人の職務遂行のために旅行したときは、その費用を弁償する。

（公表）

第７条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬の支給の基準として公表する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（委任）
第９条　この規程の実施について、必要な事項は理事長が別に定める。

附則
１　この規程は平成２９年６月１９日（定時評議員会の議決日）から施行する。
２　この規程は令和３年６月８日から施行する。
３　この規則は令和６年６月１０日から施行する。